令和元年度「日本遺産大使」の活動に関する運営事業

企画競争仕様書

１．趣旨・目的

日本遺産を国内外に広く浸透させるにあたり協力いただくため、知名度があり、発信力のある方を、「日本遺産大使」に任命したところである。今後、「日本遺産大使」が積極的に活動を行うために必要な支援を行うものである。

２．業務期間

契約締結の日 ～ 令和２年３月３１日

３．日本遺産大使

（１）武井 咲（女優）

（２）きゃりーぱみゅぱみゅ（モデル・アーティスト・歌手）

（３）松井 秀喜(ニューヨークヤンキースＧＭ特別アドバイザー)

（４）マーティ・フリードマン（ギタリスト）

（５）三國 清三（オテル・ドゥ・ミクニ、オーナーシェフ)

（６）村田 吉弘(菊乃井主人)

（７）中村 時蔵（歌舞伎役者）

（８）ナタリー・エモンズ（女優・シンガーソングライター）

４．業務内容

（１）日本遺産大使の大使としての年間活動計画の企画立案

日本遺産大使が活動する各分野の活動の範囲を中心に大使としての年間の活動計画を企画立案するものとする。

（２）日本遺産認定地域における大使の活動計画の企画立案

日本遺産大使が各認定地域へ訪問等する機会の企画立案等を行うものとする。

（３）文化庁が行う「日本遺産」の広報媒体への掲載の調整

文化庁が「日本遺産」を広報するために行うWeb サイト、雑誌等への「日本遺産大使」の掲載にあたり、記事、写真等の画像について、本人及び権利関係者に対し、著作権等の処理を行うものとする。

（４）番組出演時における「日本遺産」の紹介

「日本遺産大使」が既存のテレビ・ラジオ等の番組に出演するにあたって、番組内で「日本遺産」の紹介を行えるよう、番組プロデューサー等と調整を行うものとする。

（５）ブログ等における「日本遺産」の紹介

「日本遺産大使」が、自身のブログ、Web サイト、ＳＮＳ等において「日本遺産」の紹介を行えるよう、必要な資料等を提供するものとする。

（６）日本遺産認定協議会等との調整

文化庁及び日本遺産認定協議会の要望と、「日本遺産大使」及び所属事務所等と調整を行うものとする。

（７）「日本遺産大使」の活動報告

「日本遺産大使」が行う活動予定及び活動実績について、文化庁に報告を行うものとする。

（８）その他

「日本遺産大使」が活動するにあたって、上記（１）～（７）以外で有効と思われるものを文化庁に提案するものとする。

５．その他

（１）受託者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。

（２）業務を遂行する上で必要な資料、画像等は、文化庁において提供可能な範囲において

貸与する。

（３）受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、 個人情報等の取扱について厳守すること。

（４）当事業のすべてを再委託させることはできない。当事業の一部を再委託させる場合、再委託先との明確な責任と役割を示すことができ、適切に遂行できる企業等を選定していること。

（５）本業務仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、文化庁の指示に従うこと。